

令和2年度

県立所沢中央高等学校

いじめの防止基本方針

はじめに

埼玉県立所沢中央高等学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全職員が『いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する敏速な対応』を軸としつつ、『いじめは絶対に許さない』という基本認識に立ち、全校生徒が「安心・安全で明るく前向きに勉強や部活動、行事等の学校生活に取り組める」ように「学校はいじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、「厳しく、妥協しない、愛情に満ちた、きめ細やかな生活指導観」をバックボーンとした全ての教育活動（HR経営、授業、学校行事、部活動、清掃奉仕活動等課外活動など）が、いじめの未然防止につながるとの基本認識に立ち、高等学校の3年間を通して自己理解を深め、他者の立場に立ってものを考え、他者を尊重することのできる人格形成を目指した教育活動を展開してゆく。前述の通り全ての教育活動がこの目的に向かって連動していることが望ましく、どの教育ステージに於いても教職員がこのことを念頭において指導鞭撻を行うものとする。以上のことから、数値目標を掲げ、以下の7点に取り組む。

- (1) 通年にわたり生徒登校時の立哨指導という形で交通安全指導、挨拶運動を展開する。
- (2) 原則として週1回開かれる学年会議において、各教員が生徒の動向に関する情報を交換、共有し、日々の生徒指導に生かせるようにする。
- (3) 年間8回の整容指導特化期間を設ける。
- (4) 遅刻、欠席度数が前年度を下回るよう目標を掲げ、特に、学期ごとの遅刻防止指導を強化する。
- (5) 年に1～2回、近隣小学校と連携して本校生徒による小学生の勉強や運動のお手伝いボランティアなどを企画、開催する。
- (6) 校長の指導助言の下、年に2回、教科指導及び部活動指導のあり方についての研修会を実施し、生徒の「こころ」の教育に向けて全職員の理念的共通認識、共通理解に努める。
- (7) 学期に1回、「いじめアンケート」を生徒向けに実施し、逐一情報の収集に努める。

また本校は、「いじめ問題は、生徒・教職員・保護者及び兄弟全員に関わる問題」という認識に立ち、企画委員会や生徒指導部、各学年で以下の取組を計画的に実施し、あわせて評価・改善を行うものとする。

- (1) 企画委員会では、「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、年度末評価を通して内容の改善を図る。
- (2) 生徒指導部に於いては、「いじめは絶対に許さない」という学校の指導方針の周知を図り、いじめの未然防止・いじめの早期発見に努める。
- (3) 各学年では、年1回生徒個人面談及び保護者面談を企画、実施し、生徒の動向について保健室（養護教諭）との連絡も密にしながらいじめ問題の有無について確認してゆく。

さらに本校では、PTA活動や生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りで起こる様々な問題を自らの力で解決しながら、他者と調和的に生きてゆくための社会能力を育成する事で、いじめの撲滅を図る。

- (1) 渉外部では年1回保護者を対象とした研修会を企画、開催し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する俊敏な対応についての啓発を図る。
- (2) 各学期当初にPTA役員の協力により、西武新宿線航空公園駅前から学校最寄りのバス停までの区間、バス乗車指導を行う。
- (3) 生徒会では意見箱の設置により広く全校生徒の声を吸い上げたり、生徒会主催の募金運動などを行ったり、生徒会活動を通して生徒が自主的にいじめ撲滅にむけ意識するような空気を作ってゆく。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、「いじめは人権を損なう重大な行為である」という認識に基づき、生徒が安心して明るく前向きに学校生活を送ることができ、高い規範意識を持ちながら主体的かつ積極的に学校生活に向いてゆけるように、全職員が以下の取組を実践してゆく。

- (1) いじめ対策委員会（第4「いじめ問題に向けての校内組織」参照）は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年に3回（5月、10月、2月）、関係分掌と協力して実施する。
- (2) いじめ対策委員会は「保護者対象いじめアンケート調査」を年に1回（2月）関係分掌と協力して実施する。

本校は、全職員が、生徒の些細な変化を見逃さず、生徒の現状について情報を共有し、その情報に基づいて速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

- (1) 学年においては学年会など全学級担任が集まる場で、常に生徒の動向について情報交換をする。また、どんなに些細な情報でも、いじめと疑われるような行為があった場合には、すぐに生徒指導部に報告する。
- (2) 生徒指導部主催で学年、保健室、生徒指導部で構成された情報交換会を開催し、いじめの早期発見に努める。また、この情報交換会は学年及び養護教諭の求めに応じて臨時でも開けるようにしておく。
- (3) 生徒指導部会でいじめと判断された場合は、速やかに被害生徒の保護を行う。生徒への事情聴取は被害生徒に対して生徒指導部と該当学年、養護教諭が行う。また、加害生徒には生徒指導部と該当学年が行う。
なお、被害生徒が女子の場合はなるべく女性職員が事情聴取に当たるようにする。加害生徒に対する指導は、生徒指導部が行う。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、生徒が安心して明るく前向きに学校生活を送ることができ、高い規範意識を持ちながら主体的かつ積極的に学校生活に向けてゆけるように、全職員が以下の取組を実践してゆく。

- (1) いじめ問題が生じたときは家庭との連携を密にし、学校の取組についての情報を速やかに伝え、今後の未然防止活動や指導に生かす。
- (2) 人権教育推進委員会が中心となり、「生徒の豊かな情操と道徳心及び他者の立場に立って他者を尊重する態度」が涵養されるような教育プログラムを企画立案し、年1回の研修会を開催する。
- (3) 本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関係するいじめの事実があると思われる場合には、教頭を通じて当該校へ通報するなど適切な措置をとる。
- (4) 本校ではいじめ防止対策推進法第23条2に基づきいじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

本校では、全職員が、生徒の些細な変化を見逃さず、生徒の動向や状態について情報共有し、情報に基づき迅速かつ適正に対応するために、以下の取組を実践する。

- (1) 企画委員会は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、いじめ問題に対する全職員の資質向上に努める。
- (2) いじめに発展する危険が予見される生徒間の人間関係や動向、問題を抱えている生徒の動向等について情報交換し、指導方法など対応について全職員が協議する場を学期に1回設け、当該生徒に対して共通指導が施せるよう努める。
- (3) 県教委の設置する「よい子の電話教育相談」について生徒及び保護者が周知できるよう情報発信を繰り返し行う。また、校内にもいじめ相談窓口を設置し、生徒及び保護者がいじめに関わる相談ができるよう体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ未然防止をはじめとするいじめ対策を実効的に行うため、本校では「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】

この委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とする。また、個々の事案内容によっては学級担任や部活動顧問等も構成員に加える事がある。さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家、いじめ・非行対策支援チームの参加を県教委に要請することがある。

【活動内容】

この委員会は、いじめ未然防止及びいじめ対策について様々な活動を行う。その際、必要に応じて家庭や地域、関係機関との連携を密接にとるものとする。

【開催】

この委員会は4月と9月の年2回開催するが、いじめ事案が発生した際には緊急で開催され、対応の中心的役割を担うものとする。